



# 風連町 名寄市

## 合併協議会だより

### CONTENTS

まちづくり懇話会が  
スタート  
小委員会の開催状況  
第2回基本項目等検討小委員会  
第2回新市建設計画小委員会  
アンケートにご協力を  
ホームページを開設



(ワークショップ)

## まちづくり懇話会がはじまりました!

夢と希望を添えて  
新しいまちを  
つくってみたい

風連町と名寄市が合併協議を進めるには、町民・市民の「合併への関心と意識の高まり」が何より大切です。

新市が誕生するまでには、「新市建設計画」の策定が義務づけられており、その前段として、住民の参加を得た「基本構想」がつくられます。

新市建設計画小委員会では、計画や構想の策定にあたっては、両市町の住民の方から、斬新で大胆な発想を求めするために、「まちづくり懇話会(ワークショップ)」を設置して進めることを確認しました。

この懇話会には、風連町から10名、名寄市から20名、計30名の各層の方に参加をいただくことになりました。

第1回のまちづくり懇話会は、5月25日に名寄市民文化センターで開かれ、「オリエンテーション」と各6人5グループに分かれての「グループ討議」が行われ、グループごとのリーダー・サブリーダーを選出しました。

合併協議の日程から、懇話会は短期間で全3回の会議が設定されています。今後は、風連町と名寄市の街並みや施設を視察し、資料を見比べる中から新しいまちの施策として盛り込むべき「お宝や施策の種」を発見する作業に取り組みます。

少ない時間の中にも、各委員が積極的に話し合わせ、新市建設計画につながる素敵なアイデアが生まれることが期待されます。

## 合併までの手続きとは？

## 合併協議会

### 合併にかかる協議

合併の基本項目調整と協議  
 (合併の方式、期日、新市名称・事務所の位置、財産の取扱い)  
 合併特例法による協定項目の協議  
 (議員の定数・任期、農業委員の定数・任期、地方税、一般職員の身分の取扱い、地域審議会等の取扱い)  
 その他合併に必要な協定項目の協議

### 建設計画の策定

新市建設計画の原案作成  
 まちづくり懇話会、住民アンケート・説明会などにより住民の意見を反映  
 新市建設計画の作成・協議  
 新市建設計画案については道知事に協議  
 道知事から協議に対する回答  
 道知事・総務大臣に計画書送付

合併協議会で  
 合併推進が確  
 認されると！

## 合併の調印

風連町議会

議 決

名寄市議会

平成17年3月末  
 までを目標として  
 います



16年度 合併申請書作成  
 道知事に合併申請書提出  
 道議会の議決  
 17年度 道知事が合併の決定  
 道知事が総務大臣に届出  
 総務大臣の告示(合併の効力が発生)

合併の準備  
 条例・規則等の整備 決算・予算の調整  
 組織機構の整備 各種事務事業の調整  
 電算システムの統合 各種団体との調整  
 住所変更、窓口、施設利用などを住民へ周知

## 新市が誕生

## 「協定項目」 合併に係る協議事項は次の25項目について協議されます

| 1. 基本的な協議項目       |                           | 3. その他必要な協議項目 |                            |
|-------------------|---------------------------|---------------|----------------------------|
| 1                 | 合併の方式                     | 12            | 特別職等の身分の取り扱い               |
|                   | 新設合併か編入合併かを選択(事前協議では新設合併) |               | 合併後の特別職のあり方について協議          |
| 2                 | 合併の期日                     | 13            | 条例・規則等の取り扱い                |
|                   | 新市として施行する日を協議             |               | 新市の条例・規則の策定、制定方針を協議        |
| 3                 | 新市の名称                     | 14            | 事務機構及び組織の取り扱い              |
|                   | 新設合併の場合は、新市の名称を協議         |               | 新市の機構・組織について協議             |
| 4                 | 事務所の位置                    | 15            | 町・字の区域及び名称の取り扱い            |
|                   | 新設合併の場合は、新市の事務所(役所)の位置を協議 |               | 重複する町・字名などについて協議           |
| 5                 | 財産の取り扱い                   | 16            | 慣行の取り扱い                    |
|                   | 原則双方の財産は、新市に引き継ぐ          |               | 市町章、憲章・花・木・行事などの慣行の取り扱いを協議 |
| 2. 合併特例法等に定める協議項目 |                           | 17            | 国民健康保険事業の取り扱い              |
| 6                 | 地域審議会及び地域自治組織等の取り扱い       |               | 制度が異なる場合の調整                |
|                   | 地域協議会・合併特例区協議会の協議         | 18            | 介護保険事業の取り扱い                |
| 7                 | 議会議員の定数及び任期の取り扱い          |               | 制度が異なる場合の調整                |
|                   | 議会議員の定数・任期について協議          | 19            | 病院・診療所の取り扱い                |
| 8                 | 農業委員会委員の定数及び任期の取り扱い       |               | 病院・診療所の取扱いについて協議           |
|                   | 農業委員の定数・任期について協議          | 20            | 公共的団体等の取り扱い                |
| 9                 | 一般職の職員の取り扱い               |               | それぞれの団体の新市におけるあり方を協議       |
|                   | 新市に職員の身分を引き継ぐ措置の確認        | 21            | 使用料・手数料等の取り扱い              |
| 10                | 一部事務組合等の取り扱い              |               | 各種施設使用料、手数料などを協議           |
|                   | 一部事務組合、機関の共同設置などの手続きが必要   | 22            | 分担金・負担金等の取り扱い              |
| 11                | 地方税の取り扱い                  |               | 各種分担金・負担金などを協議             |
|                   | 市町民税、固定資産税、軽自動車税などについて協議  | 23            | 補助金・交付金等の取り扱い              |
|                   |                           |               | 各種団体への補助金・交付金のあり方について協議    |
|                   |                           | 24            | 公社・第三セクター等の取り扱い            |
|                   |                           |               | 公社・第三セクター等の新市におけるあり方を協議    |
|                   |                           | 25            | 各種事務事業の取り扱い                |
|                   |                           |               | 新市が行う事務事業について調整            |

## 小委員会の 開催状況

### 第2回

#### 基本項目等検討

#### 小委員会

日時 平成16年5月12日(水)  
午後6時開会

場所 名寄市民文化センター  
視聴覚室

出席数 17名全委員出席



協議会から付託を受けて、専門的に課題を協議する小委員会は、今回から実質的な協議が開始されました。基本項目検討小委員会は、合併に必要な協定項目について検討する委員会で2ページの表に示した25項目の内容が今後の協議課題となります。はじめに、各委員から合併に対する思いも含めた自己紹介があり、協議会に提示する各課題について熱心な議論が進められています。

#### 協議内容

委員会スケジュールについて

委員会は、2カ月で3回程度の開催とし、8月と12月に予定の住民説明会に向けて協定項目を審議し、最終の協議書内容確定を目指して協議が進めていくことが確認されました。

#### 基本的協議項目

(1) 合併の方式

3月20日の風連町・名寄市合併検討委員会で両首長が「新設合併」とする確認を行っています。合併の方式は次の二つの方式があります。

**新設合併** 合併する全ての自治体を廃して新たに1つの市を置くこととなります。

**編入合併** 1つの市に別の自治体を加えることとなります。

(2) 合併の期日

合併の期日に法律の制約はありませんが、住民の合意形成、合併時の事務処理や継続性、利便性等を総合的に勘案して決定することに

なります。また、関係市町の議会議決から合併の効力が生ずる官報告示までには、6カ月間は必要とされています。前出の首長間での確認では現合併特例法期限内での合併を目指すとしています。

(3) 新市の名称

新設合併の場合は、旧市町の法人格が無くなるため、必ず決めることとなります。名称は、住民生活に密接に関わりがあり、地域の歴史や文化の継承と新市の一体感の醸成にも影響することから、十分な協議が必要となります。

(4) 事務所の位置

新設合併では、新たに定めることとなります。位置を定めるには、地方自治法で「住民の利便性、交通の事情、他の官公所との関係等について、適当な考慮を払うこと」とされています。協議会で決定される事項となります。

(5) 財産の取り扱いについて

合併特例区の扱いにもありますが、一般的には関係市町が持っていた財産及び債務は、全て引き継ぐことが原則となっています。

第2回委員会では、以上の5項目について協議されました。

いずれも大変重要で、今後の合併協議全体に影響を与える事柄だけに、各委員からも慎重に協議していきたいとの意向が示されました。

具体的には、第3回の委員会以降に決定していくことで確認され継続協議となっています。

### — 西東京市の合併に学びました —

## 市町村合併 研修会



「合併の過程では、どんな問題が起きるのか、それをどう解決したのか？」そんな疑問に、風連町とゆかりのある杉並区の元助役で、西東京市総合計画策定審議会会長の倉持忠勝さんを招いて5月14日に研修会を開催しました。

倉持さんは、「住民参加に力を入れた。合併は『結婚』ではなく『合体』だ。長期的視野に立った努力が必要」と体験を振り返りながら、経過を説明されました。

北海道は、全体的に合併協議が遅れており、特例法期限内では大変な努力が必要になることや、電算システムの統一が大きな課題になることなどのアドバイスをいただきました。

第2回

新市建設計画

小委員会

日時 平成16年5月13日(木)  
午後6時開会

場所 名寄市民文化センター  
視聴覚室

出席数 15名中14名出席



新市建設計画小委員会は、合併に必要な新市の将来構想、建設計画策定について検討する委員会です。住民の意見聴取や両市町の総合計画の比較などを行い計画案を作り上げていきます。

協議内容

委員会スケジュールについて

委員会は、月2回程度の開催とし、7月をめどに将来構想・財政推計案を作成し、10月には新市建設計画案をまとめていくことを目指して進めていくことが確認されました。

新市建設計画の策定方針について

新市建設計画は、新市のマスタープランとして、合併後の新しいまちづくりに向けた指標となるもので、新市の将来構想に係る基本理念や方向性などを踏まえ、市町村合併の特例に関する法律(特例法)に規定されている財政措置等に基づき、必要とする事業の具現化を図り、実施するための財源や時期について示すものです。

計画の趣旨及び目的

計画は、創造性に富み個性あふれる地域社会を形成し、信頼と理解に立った緩やかな融合をもって「新市」の建設を目指すものです。

策定した計画は、合併を判断するための重要な材料となります。

計画の構成

計画は、特例法に定める「新市建設の基本方針」「新市及び道が実施する新市建設の根幹(主要)事業」「公共的施設の統合整備」「財政計画」を中心に構成します。

計画の期間

計画の期間は、10年とします。

新市建設の基本方針の作成

計画の策定にあたっては、「新市の将来像」を作成し、長期的な視点

に立った展望をもって臨みます。

住民意見の反映

住民意見の聴取等は特に重要視し、限られた時間のなかにも、住民参画の手法を積極的に取り入れ、住民の声を広く聴いて計画等に反映していきます。

・まちづくり懇話会(ワークショップ)の開催

・「住民アンケート」の実施

・「住民説明会」の開催

健全な財政運営

財政計画は、健全な財政運営を基本に据え、地方交付税をはじめ国・道の補助金や地方債等について、今日的な状況を踏まえ適切に策定することに努めます。

作成等の手続き(特例法)

建設計画の原案を作成します。

道知事に事前協議を行います。

事前協議後、道知事に正式協議を行います。

道知事の回答を得ます。

新市の建設計画を定め、これを直ちに公表するとともに総務大臣及び道知事に送付します。

総務大臣は、新市の建設計画を国の関係行政機関の長に送付することになります。

第2回委員会では、この策定方針について確認されました。

委員からは、「住民の方からの意見を反映させることが重要」「住民基本条例」

など、今後の委員会では、より具体的な内容での協議が続けられていきます。

今後の委員会では、より具体的な内容での協議が続けられていきます。

住民アンケートにご協力ください

風連町・名寄市の合併に向けて、今回の協議会だよりとともに「住民アンケート」を全世帯に配付させていただきます。

内容を詳しくお読みいただいてから、ご回答下さい。また、パソコンなどの普及アンケートも同時配付させていただきますので、両方を返信用封筒に入れて、最寄りのポストに投函して下さい。郵送料は不要です。

全世帯へのアンケートは、今回のみとなりますので、ご協力をお願いします。

合併協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則公開となっています。傍聴を希望される方は、直接会場へお越し下さい。なお、会場の規模によって人数制限を設ける場合がありますのでご了承下さい。

ホームページを開設しました

風連町・名寄市合併協議会のホームページを運用開始しました。各会議日程や資料・会議録などを出来るだけ早くお伝えしていきます。下記のアドレスからアクセスして下さい。